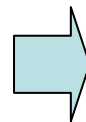


「子ども・若者ビジョン」～子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して～  
 における新たな重点施策

平成22年7月23日  
 子ども・若者育成支援推進本部決定

「子ども・若者ビジョン」の策定の考え方

- ・育成の「対象」ではなく、社会を構成する重要な「主体」として尊重
- ・子ども・若者を中心に据え、地域ネットワークの中での成長を支援
- ・「すべて」の子ども・若者と、「困難を抱えている」子ども・若者の両方を支援
- ・「今」を生きる子ども・若者を支えるとともに、「将来」をよりよく生きるための成長も支援
- ・大人がその役割の重要性を認識し、積極的によりよい社会づくりを推進



理念

- 子ども・若者の最善の利益を尊重
- 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー
- 自己を確立し社会の能動的な形成者となるための支援
- 一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施
- 大人社会のあり方の見直し

すべての  
子ども  
若者

- 基礎学力の保障等、高校教育の質の保証
- ・小中学校段階における基礎学力保障のため、個別サポートを充実
  - ・高校教育の質を保障するとともに、十分な基礎学力を身に付けられなかった子どもの学び直しを推進

- 社会形成・社会参加に関する教育(シティズンシップ教育)の推進
- ・社会に積極的に関わる態度を身に付けるため、社会形成・社会参加に関する教育(シティズンシップ教育)を推進  
 (政治的教養を豊かにし、勤労観・職業観を身につける)

- 子ども・若者の意見表明機会の確保
- ・審議会や懇談会等における委員の公募制の活用や委員構成への配慮、インターネット等を活用した意見の公募等を推進

困難を有する  
子ども  
若者

- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援
- ・教育、福祉、雇用など様々な機関がネットワークを形成して支援を行うため、子ども・若者支援地域協議会の設置促進や、訪問支援(アウトリーチ)等に携わる人材の養成を実施

- 障害のある子ども・若者の支援
- ・特別支援教育を推進するとともに、インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえ、その在り方を検討等

- 薬物乱用防止
- ・薬物乱用防止に資する教育、広報啓発活動を一層強化
  - ・刑事施設における薬物依存からの離脱指導や、薬物依存者及びその家族への支援の充実により、再乱用防止のための取組を推進

- 子どもの貧困問題への対応
- ・一人一人の子どもの育ちを社会全体で応援するという観点から子ども手当を実施するとともに、高校の実質無償化、奨学金の充実等を実施
  - ・児童扶養手当や生活保護の母子加算等によりひとり親家庭を支援
  - ・貧困の連鎖を防止するため、生活面や学習面、家庭への支援を行う取組を検討

- 外国人の子どもの教育の充実等
- ・日本語指導体制を整備するとともに、バイリンガル人材の配置等の適応支援を実施
  - ・公立小中学校に入りやすい環境を整備(制度面の検討含む)

- 子ども・若者の被害防止・保護
- ・児童虐待防止対策(子どもを守る地域ネットワークの機能強化等)
  - ・児童ポルノ排除に向けた総合的な対策等

社会全体で支える  
ための環境整備

- 「開かれた学校」づくり
- ・スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの活用などにより、学校における相談体制を整備・充実

- 「新しい公共」による子ども・若者を支える活動等の支援
- ・税制の整備や社会的活動を担う人材育成等を行うとともに、地域で子ども・若者を支える活動やそのネットワークづくりを支援

- オンブズパーソン等の相談体制の普及
- ・第三者的立場から、子ども・若者やその家族等からの相談を受け、問題を解決する仕組みを普及

- 大人社会の在り方の見直し
- ・非正規雇用対策の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用・労働の在り方の見直し等を推進

推進体制

- 点検・評価の仕組み
- ・子ども・若者などの意見を聴きながら施策の実施状況を点検・評価する仕組みを創設